

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和3年度 第1回文化財保護審議会
開 催 日 時	令和3年9月30日（木）
開 催 場 所	書面開催
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：蓮沼会長、内野副会長、斎木委員、清水委員、瀬川委員、田代委員、多田委員、楢崎委員、波多野委員、原田委員
議 題	1 文化財の登録制度（文化財保護法の一部改正）について 2 今後の文化財行政の対応について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について ・文化財保護法の一部改正による市の条例を改正しないこととする。 議題2について ・発掘調査の結果を報告することとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ○印＝委員 ●印＝事務局	議題1について 【事務局説明】 ● 資料に基づき議題について説明（説明省略） 【意見等】 ○ 現行の武蔵村山市文化財保護条例に、新たに登録制度を設けることになると理解して良いのか。その場合、具体的にどのような規定をもうけることを予定しているかをお示しいただけるのか。今後、お示しいただけたらと存じる。 ● 今回の文化財保護法の改正は、国が重要無形文化財以外の無形文化財を登録出来ることとしたもので、この改正に伴い、市の条例に無形文化財の登録制度を設けることではないことから、条例の改正は予定していない。 ○ 武蔵村山市にも無形文化財がいくつもある。これらについて、今後、この改正に伴っての登録などを検討するのか。 ● 現在、登録制度を設けることは検討していない。 議題2について 【事務局説明】 ● 資料に基づき議題について説明（説明省略） ○ 念仏塚第1遺跡の評価として、『武蔵村山市史資料編考古』（2000年）ではそれまでの調査成果から旧石器時代でも新旧2時期にわたる旧石器文化の存在が指摘されている。この点を踏まえて遺跡の範囲確認調査が慎重に行われることが必要と考える。 ○ 「念仏塚」という遺跡の多くは供養塚が多く、発掘しても遺物は、縄文、旧石器が多い。ただし、「経石等」の遺物も想定されるので近隣の寺院の聞き取りの基、調査するか否かの検討をした方が良い。 ● 今回の「令和3年度 念仏塚第1遺跡範囲確認調査実施報告」を参考にされたい。 ○ 開発者側が行う緊急発掘調査ではなく、市側が行う調査ということなので、開発者側は当分調査を行わないと認識して良いのか。なお、基本的な質問ですが、旧石器時代に遺物と報告書にあるが、他市にも同時代の遺物があるのか。旧石器時代の遺跡や遺物の重要性はどの程度理解したら宜しいのか。 ● 今回の調査は、当該地が開発予定地であり、発掘の必要性を確認する

	ための試掘である。その結果、開発者は新たに調査をする必要はないこととなるが、戸別住宅等が建築されることが予想される。また、旧石器時代の遺物は、他市では、府中市や国分寺市にある。
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由  ( )	傍聴者： 0 人
-----------------	---	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： )
------------------	---

庶務担当課	教育部 文化振興課 資料館係（外線：560-6620）
-------	-----------------------------

（日本工業規格A列4番）